

平成 23 年 4 月 1 日

指定都市市長様

指定都市市長会

会長 矢田 立郎

東北地方太平洋沖地震に対する人的支援の取り組みについて（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。これまでの間、甚大な被害を被った自治体及び住民の方々に対して、指定都市各市から積極的な各種支援が進められているところであります。

また、平成 23 年 3 月 22 日付総務省自治行政局公務員部長通知「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」及び平成 23 年 3 月 30 日付全国市長会会長通知「東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣について（依頼）」に基づき、各市におかれても既に検討が進められていることと存じます。

この依頼への指定都市市長会としての対応について、昨日森全国市長会会長と協議を行ったところですが、今回の災害はその被害の規模が極めて大きくかつ広範囲にわたり、全国の自治体がそれぞれの判断で活動を行うだけでは、支援内容に濃淡が生じる可能性があること等から、指定都市としても総務省及び全国市長会の示されたスキームに則り、支援を行うことが適当であると考えております。

このため今後の支援については、既に支援に入られているところや、個別に国等から要請のある場合を除き、出来る限り上記依頼に示されたルールに基づき行っていただくようお願い申し上げます。

被災地の復旧・復興を一刻も早く推進するためには、高度な行政能力と行政経験を有する我々指定都市の力が不可欠であり、今後とも被災地に対する積極的な支援をお願い申し上げます。